

平成 21 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン  
代表者名 取締役社長 浅川岳彦  
(コード番号 8107 大証第 1 部)  
問合せ先 取 締 役 木村裕輔  
(電話 078-306-0801)

### 第三者割当による第 5 回乃至第 7 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 3 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による第 5 回乃至第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 募集の目的及び理由

###### ① 募集の目的

当社は、平成 20 年 12 月 22 日に公表いたしました「資金の借入れ及び社債の償還期日延長に関するお知らせ」に記載の通り、平成 20 年 12 月 22 日付で 1 億 8 百万円の新たな資金の借入れを実施し、その内 1 億円を第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）の残存額面総額 2 億 80 百万円の一部償還（1 億円）に充当し、本社債の残存額面総額 1 億 80 百万円については本社債権者と協議の上、償還期日を平成 21 年 12 月 22 日まで 1 年間延長するとともに、月次で償還を実行することで合意し、変更契約を締結いたしました。

本社債の月次償還及び既存借入金の返済ならびに新規借入金の一部返済に必要な資金は、平成 21 年 1 月から平成 21 年 12 月までの 1 年間で 4 億 87 百万円となる予定であります。当社は今後の営業キャッシュ・フローよりこれらに充当することを計画しておりました。

しかしながら、上記資金繰り計画は実現可能なものとはいえ、十分に余裕があるものとは断言できません。今般、かかる資金繰り計画を踏まえ、本新株予約権の割当先と協議を重ねた結果、本社債の償還ならびに既存借入金の返済に係る金利を含めた財務支出の負担を軽減し、手元流動性を高めていくことは当社が経営再建を迅速に果たしていくことに資するものであるとの認識を相互に確認するに至り、この度の本新株予約権の発行を決議するに至りました。

###### ② 新株予約権による資金調達を選択することとした理由

当社は、昨年 11 月より上記の目的に沿って資金的支援先を探知してまいりましたが、現在経営再建途上にある当社の財務状況から、支援をいただける投資家は限定的な状況にありました。そのような中で、本新株予約権の割当先から出資の意向を受け、本件増資スキームについて合意形成に至ったものであり、他に選択肢のない決定であったことが背景にあります。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）今回のエクイティ・ファイナンスの状況に記載の通り、第 5 回及び第 6 回新株予約権につきましては、行使に際して出資される財産は平成 20 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約に基づく割当先の当社に対する貸付金元本債権（以下「本貸付債権」といいます。）です。これは前掲の本社債の問題解決のために当社が資金調達を検討していた危機的状況にあった時期に、支援の意向を受け融資いただいたものであります。

その後、割当先による新たな資金支援の意向を受け、当社及び割当先は協議を重ねた結果、本件増資に関する合意に至りました。割当先は上記目的を達成するために必要な資金を一時期に用意するこ

とは困難であるが、上記資金計画に織り込んでいる本社債ならびに借入金債務の返済による負担を軽減するよう順次行使を行う意向であります。他方で当社は、債権者との間で合意した分割償還又は分割返済の計画に基づいた資金計画を策定しておりますが、昨年12月時点のような直ちに当該資金の全額が必要となる危機的状況からは脱しております。以上を踏まえ当社は割当先との十分な協議の結果、新株予約権というスキームにより機動的に資金調達を行うことが最適であると判断いたしました。

なお、第5回及び第6回新株予約権の出資の目的となる財産は、割当先が相応のリスク負担により無担保で融資に応じていただいたものですが、新株予約権が付与されることによるリスク軽減と将来のキャピタル・ゲインが想定される一方、当社としては、株式化による財務負担軽減が見込まれる点で合意に至り、本新株予約権の発行を決定いたしました。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

資金調達の方法	払込金額の総額	現物出資による 払込金額	発行諸費用	差引手取概算額
第5回乃至第7回新株予約権の発行	6,870,000	—	23,290,000	439,580,000
第5回新株予約権の行使	23,750,000	23,750,000		
第6回新株予約権の行使	4,750,000	4,750,000		
第7回新株予約権の行使	456,000,000	—		
合計	491,370,000	28,500,000	23,290,000	439,580,000

(注) 第5回及び第6回新株予約権については、行使に際して出資される財産は当社に対する本貸付元本債権となるため、行使に際し新たに払込まれる金銭はありません。

### (2) 調達する資金の具体的な用途

(単位：百万円)

調達方法	金額	資金用途	金額
第5回乃至第7回新株予約権の発行	6	社債の償還及び手数料	178
		借入金債務の返済	261
第7回新株予約権の行使	456	発行諸費用	23
合計	462	合計	462

(注) 第5回及び第6回新株予約権については、行使に際して出資される財産は当社に対する本貸付元本債権となり、行使に際し新たに払込まれる金銭はないため、第5回乃至第7回新株予約権の発行による払込総額ならびに第7回新株予約権の行使による払込総額につき記載しております。

本新株予約権の発行ならびに本新株予約権の行使により調達する概算手取額4億39百万円のうち、1億78百万円を本社債の繰上償還ならびに手数料の支払いに充当し、2億61百万円を既存借入金債務の返済に充当いたします。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

本新株予約権の行使の時期につきましては確定しておりませんが、当社と割当先との協議において、当社が本社債及び既存借入金の債権者との間で合意している償還又は返済計画による財務支出を軽減し手元流動性を高めていくことは、今後の当社の経営再建に資するものであるとの認識を相互に確認しております。

したがって、当該償還又は返済相当額の行使が順次なされる予定であります。

なお、本新株予約権の行使期間は平成21年2月20日から平成22年2月19日までであります。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権により調達する予定の概算手取額4億39百万円は、全額有利子負債の償還又は返済に充当する予定であります。これらの財務支出に関しては前述の通り、当社の営業キャッシュ・フローより充当する予定でありましたが、当該資金調達により財務支出負担が軽減されるとともに、今後の当社の事業活動に必要な資金が確保され、運転資金に余裕をもたせることができるものと考えております。これは今後の安定的かつ健全な事業活動のために合理的なものであると判断しております。

(参考) 向こう1年間(平成21年1月から平成21年12月)の資金繰り計画 (単位:百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期			合計
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	
経常収入	1,277	1,162	901	1,278	4,618
経常支出	956	1,055	896	1,138	4,045
経常収支	321	107	5	140	573
財務収入	54	71	71	71	267
財務支出	235	64	64	149	512
その他収入	2	5	—	—	7
その他支出	15	—	—	—	15
総合収支戻	127	119	12	62	320
次期繰越残高	190	309	321	383	383

(注) 上記資金繰り計画は参考として、仮に本新株予約権が毎月5個行使される前提で作成しております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(個別) (単位:百万円)

決算期	平成18年3月期 (個別)	平成19年3月期 (個別)	平成20年3月期 (個別)
売上高	4,915	6,337	6,368
営業利益	△1,834	△861	△1,428
経常利益	△2,088	△1,010	△1,569
当期純利益	△2,691	△624	△2,534
1株当たり当期純利益(円)	△9.17	△1.62	△6.41
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	4.34	7.70	1.26

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式総数 に対する比率
発行済株式数	535,093,101株	100%
潜在株式総数	—	—

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式総数 に対する比率
発行済株式総数	535,093,101 株	100 %
本新株予約権にかかる当初の行使価額 (1.9円)における潜在株式数	255,000,000 株	47.7%
下限値の行使価額における潜在株式数の総 数	行使価額は当初の行使価額から下 方修正されません。	—
上限値の行使価額における潜在株式数の総 数	—	—

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第5回新株予約権の発行

発行数	5 個
発行価額の総額	金 525,000 円
発行価額	1 個につき金 105,000 円
新株予約権の目的となる株式数	1 個当たり 2,500,000 株
行使価額	4,750,000 円
行使価額の総額	23,750,000 円
行使に際して出資される財産の内容	平成 20 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約に 基づく当社への貸付金元本債権
行使期間	平成 21 年 2 月 20 日から平成 22 年 2 月 19 日 まで
当該募集による潜在株式数	12,500,000 株
割当先	セノーテキャピタル株式会社

② 第6回新株予約権の発行

発行数	1 個
発行価額の総額	金 105,000 円
発行価額	1 個につき金 105,000 円
新株予約権の目的となる株式数	1 個当たり 2,500,000 株
行使価額	4,750,000 円
行使価額の総額	4,750,000 円
行使に際して出資される財産の内容	平成 20 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約に 基づく当社への貸付金元本債権
行使期間	平成 21 年 2 月 20 日から平成 22 年 2 月 19 日 まで
当該募集による潜在株式数	2,500,000 株
割当先	加藤勝二

③ 第7回新株予約権の発行

発行数	96 個
発行価額の総額	金 6,240,000 円
発行価額	1 個につき金 65,000 円
新株予約権の目的となる株式数	1 個当たり 2,500,000 株
行使価額	4,750,000 円
行使価額の総額	456,000,000 円
行使に際して出資される財産の内容	金銭
行使期間	平成 21 年 2 月 20 日から平成 22 年 2 月 19 日まで
当該募集による潜在株式数	240,000,000 株
割当先	加藤勝二 48 個、岡本武之 48 個

(注) 第5回及び第6回新株予約権については、行使に際して出資される財産の内容は当社に対する貸付金元本債権であり、各々割当先及び財産の価額が異なるため、回号を分けております。

同様に、第7回新株予約権については、行使に際して出資される財産は金銭であり、第5回及び第6回新株予約権と異なるため、回号を分けております。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成 17 年 12 月 21 日
調達資金の額	発行価額の総額 10 億円より発行諸費用を差引いた手取額 9 億 70 百万円
募集時点における発行済株式数	302,489,280 株
当初の資金使途	手取額 9 億 70 百万円は借入債務返済資金、一部運転資金として充当
支出予定時期	平成 18 年 1 月 ~ 平成 18 年 6 月
現時点における充 当 状 況	手取額 9 億 70 百万円は、借入金債務返済に 6 億円、運転資金に 3 億 70 百万円、各々充当いたしました。

・第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成 17 年 12 月 21 日
調達資金の額	発行価額の総額 40 億円より発行諸費用を差引いた手取額 39 億 50 百万円
募集時点における発行済株式数	302,489,280 株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額 (59 円) における潜在株式数 : 67,796,610 株 転換価額下限値 (33 円) における潜在株式数 : 121,212,121 株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数) : 75,653,821 株 (平成 20 年 12 月 22 日付で行使期間が完了しました)
当初の資金使途	手取額 39 億 50 百万円は借入債務返済資金として充当、また一部運転資金として充当
支出予定時期	平成 18 年 1 月 ~ 平成 18 年 6 月
現時点における充 当 状 況	手取額 39 億 50 百万円は、借入金債務返済に 19 億 27 百万円、新製品開発資金に 3 億 21 百万円、アパレル事業の設備投資に 1 億 76 百万円、運転資金に 13 億 16 百万円、各々充当いたしました。

※ 平成20年5月28日付で当社は当該社債の残存額面総額12億80百万円のうち10億円の買入消却を実施し、その後、平成20年12月22日付で1億円を償還しました。残存額面総額1億80百万円は、償還期日を平成21年12月22日まで延長し、月次で償還を実行する予定としております。

・第三者割当増資

発行期日	平成20年5月27日
調達資金の額	発行価額の総額10億64百万円より発行諸費用を差引いた手取額10億44百万円
募集時点における発行済株式数	395,093,101株
当初の資金使途	10億円は第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に、残余を運転資金に充当
支出予定時期	平成20年6月～平成20年11月
現時点における充当状況	10億円は第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に、残余を運転資金に充当しました。

・第3回新株予約権

発行期日	平成20年5月27日
調達資金の額	発行価額の総額9億54百万円より発行諸費用を差引いた手取額9億18百万円
募集時点における発行済株式数	395,093,101株
募集時における潜在株式数	当初の権利行使価額(10.6円)における潜在株式数:90,000,000株
現時点における行使状況(行使状況)	権利行使済株式数:0株 (残高0円 ※)
当初の資金使途	手取額9億18百万円は2億80百万円を転換社債の買入消却に、4億円を借入金債務の返済に、80百万円をネット販売サイト構築費用に、1億54百万円を運転資金に充当
支出予定時期	平成20年6月～平成22年3月
現時点における充当状況	新株予約権発行による手取額3百万円は、運転資金に充当いたしました。なお、平成20年10月24日に公表の通り、当社は新株予約権の全てについて、同日付で取得及び消却を実施いたしました。

※平成20年10月24日に公表の通り、当社は新株予約権の全てについて、同日付で取得及び消却を実施いたしました。

(6) 最近の株価の状況

平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	52円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	24円
平成20年3月期末 (平成20年3月31日終値)	9円
直近3か月の終値平均 (平成20年11月3日～平成21年2月2日)	2.34円

#### 4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成20年9月30日現在）		募集後（潜在株式反映後）	
申 基植	2.0 %	加藤 勝二	15.5 %
大阪証券金融株式会社	1.6 %	岡本 武之	15.2 %
株式会社 FBS	1.2 %	セノーテキャピタル株式会社	1.6 %
株式会社 SBI 証券	0.8 %	申 基植	1.3 %
久保 哲治	0.8 %	大阪証券金融株式会社	1.1 %
畑崎 廣敏	0.6 %	株式会社 FBS	0.8 %
笠間 一美	0.5 %	株式会社 SBI 証券	0.5 %
中澤 敦	0.4 %	久保 哲治	0.5 %
株式会社鳥海不動産	0.4 %	畑崎 廣敏	0.4 %
岡 清 治	0.4 %	笠間 一美	0.3 %

#### 5. 業績への影響の見通し

本新株予約権の発行による当期の業績の影響につきましては、金利負担の軽減と他方で発行諸費用の負担が想定されますが、その発生時期等につきまして現在未確定であるため、判明次第お知らせいたします。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額の算定根拠

当社は、新株予約権の発行価額の算定について、客観的かつ理論的な価値算定を行うために、新株予約権の算定と評価を第三者機関に価値算定を委託いたしました。(注1)

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の諸条件（詳細は別添の本新株予約権発行要項に記載。）、評価基準日（平成21年1月27日）に先立つ5営業日における当社株式の終値の平均値（2.4円）、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移に基づいて見積りした当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等に加えて、当社取締役会の決議に基づき割当先に対し所定の通知を行った上で、当社はいつでも本新株予約権を取得することが可能であり、当社株価が5円を超過した場合当社がコールを発動すること、割当先は本新株予約権の売却による市場株価への影響に配慮した行使を行うことを前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した結果に基づき、第5回及び第6回新株予約権については金105,000円を、第7回新株予約権については金65,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行決議に先立つ最近の当社普通株式の株価推移、当社の財政状態、投資家のリスク等を考慮して割当先との間で十分な協議を重ねた結果、当社普通株式1株あたり1.9円といたしました。(注2)

なお、当社は本新株予約権の募集ならびに発行に関して、弁護士より上記の発行条件が割当先に特に有利な条件に該当しないことを含め適正である旨の法律意見書を受領しております。(注3)

(注1) 今回、当社が当該新株予約権の発行価額ならびに算定評価を委託しました先は、新株予約権の公正価値算定を始め、有価証券の設計・評価ならびに企業価値評価等で実績のある第三者の専門機関であります。

(注2) 本新株予約権の評価算定の基礎となる条件の概要

(当社の行動仮定)

当社は、割当先による行使を期待するため、新株予約権の発行後は基本的に割当先による行使を待つものとします。但し、発行後の株価が5円を超過した場合、当社としては、本新株予約権を取得する見込みです。なお、第7回新株予約権については、取得の通知後、行使価額は上方修正されます。

(割当先の行動仮定) ※

割当先は、株価が権利行使価格より高い場合、随時権利行使・売却していくものとします。ただし市場への影響を鑑み、株価に影響を与えない範囲での売却を前提とし、行使して取得した株式は、新株予約権1個に対する取得株式の相当数を全て売却するまで、新たな権利行使を行わないものと見込んでおります。

※ 具体的な数値基準等の条件は省略して要約している。

(注3) 本新株予約権発行に関する法律意見書の抜粋

本新株予約権の発行価額は会社法238条第3項第2号に定める特に有利な条件には該当しない(発行価額算定の根拠として発行会社の普通株式の時価を取締役会発行決議に先立つ直近5営業日の平均終値としたこと、および直近取引日の終値が2円に対して本新株予約権の行使価格が1.9円であることは、市場慣行等に照らし著しく不合理ではなく、本意見に影響を及ぼすものではない)。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回のファイナンスの実施により発行する新株式数は、発行済株式総数に対して47.7%となり、多大な希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当該ファイナンスによる資金調達は、今後当社が事業活動に必要な資金を確保し、中期経営計画達成をより確実なものとし早期経営再建の実現を目指していくことは、当社の企業価値回復に資するものであると考えております。また、この度調達する資金の額は当社の事業規模から判断して合理的なものであると考えております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

①	商 号	セノーテキャピタル株式会社		
②	割当新株予約権数	5 個 (第三者割当)		
	払 込 金 額	52 万円 (第三者割当)		
③	事 業 内 容	投資業		
④	設 立 年 月 日	平成 19 年 8 月 31 日		
⑤	本 店 所 在 地	東京都港区虎ノ門 4-3-20		
⑥	代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本武之		
⑦	資 本 金	10 百万円		
⑧	発 行 済 株 式 数	1,000 株		
⑨	純 資 産	△13 百万円		
⑩	総 資 産	19 百万円		
⑪	決 算 期	2 月末		
⑫	従 業 員 数	6 名		
⑬	主 要 取 引 先	-		
⑭	大株主及び持株比率	岡本武之 100%		
⑮	主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行 新橋支店		
⑯	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	当該事項はありません	
		取 引 関 係	当該事項はありません	
		人 的 関 係	当該事項はありません	
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該事項はありません	
⑰	最近 3 年間の業績			
	決 算 期	-	-	平成 20 年 2 月期
	売 上 高	-	-	116
	営 業 利 益	-	-	△23
	経 常 利 益	-	-	△23
	当 期 純 利 益	-	-	△23
	1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	△23,572
	1 株当たり配当金 (円)	-	-	-
	1 株当たり純資産 (円)	-	-	△13,572

①	氏名	加藤勝二	
②	割当新株予約権数	49個 (第三者割当)	
	払込金額	322万円 (第三者割当)	
③	職業	税理士法人合同会計 代表社員、株式会社高崎総合コンサルタンツ 代表取締役	
④	住所	群馬県高崎市	
⑤	上場会社と割当先の関係等	資本関係	当該事項はありません
		取引関係	当社は(株)高崎総合コンサルタンツにコンサルタント業務を委託
		人的関係	当該事項はありません
		関連当事者への該当状況	当該事項はありません

①	氏名	岡本武之	
②	割当新株予約権数	48個 (第三者割当)	
	払込金額	312万円 (第三者割当)	
③	職業	セノーテキャピタル株式会社 代表取締役	
④	住所	千葉県船橋市	
⑤	上場会社と割当先の関係等	資本関係	当該事項はありません
		取引関係	当該事項はありません
		人的関係	当該事項はありません
		関連当事者への該当状況	当該事項はありません

(2) 割当先を選定した理由

割当予定先であるセノーテキャピタル(株)は、平成20年5月に当社が発行した新株式の引受先うちの1社であります。同加藤勝二氏は、当社がコンサルタント業務を委託する(株)高崎総合コンサルタンツの代表者であり、同岡本武之氏は、前掲のセノーテキャピタル(株)の代表者であり加藤氏とは旧知の仲にあります。

加藤氏及び岡本氏は、かねてより当社の経営再建についてご理解をいただき、コンサルタント業務等を通じて経営再建にご助力をいただいているところでありますが、この度、両氏より当社の経営再建計画を迅速に達成する目的での資金的支援の意向を受け、当社は本新株予約権の発行を決議したものであります。

両氏は、事業推進についてはあくまで当社が自主性を保ち、今後もコンサルタント業務を通じたサポートを行いながら早期経営再建を支援するとの意向でありましたので、新株式の割当先として選定いたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先より中・長期的に当社株式を保有する意向であることを確認しております。

また、当社は割当先に対して割当新株式を発行日から2年間において譲渡する場合には、遅滞なく当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

(4) 株券貸借に関する事項

当該事項はありません。

以上

(別添)

## 第 5 回新株予約権発行要項

### 1. 新株予約権の名称

株式会社キムラタン第 5 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、2,500,000 株 (以下「割当株式数」という。) とし、本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

### 3. 本新株予約権の総数

5 個

### 4. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり金 105,000 円

### 5. 本新株予約権の払込金額の総額

金 525,000 円

### 6. 申込期間

平成 21 年 2 月 20 日

### 7. 割当日及び払込期日

平成 21 年 2 月 20 日

### 8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権 5 個をセノーテキャピタル株式会社に割り当てる。

### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、平成 20 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約に

に基づき、本新株予約権の行使時に本新株予約権者が当社に対して有する貸付金元本債権（以下「本貸付債権」という。）の全部又は一部とし、その価額の総額は金 25,000,000 円とする。本新株予約権の行使に際し出資された本貸付債権は、当該出資と同時に弁済期が到来したものとみなされ、かつ、混同により消滅する。

- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。但し、第 11 項によって調整された場合は調整後の行使価額）に割当株式数を乗じた額とする。
- (3) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される本貸付債権の当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初 1.9 円（以下「当初行使価額」という。）とする。

#### 10. 行使価額の修正

行使価額の下方向修正は行わない。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{調整後} & & & & \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普} \\
 & & \text{行使価額} & \times & \text{通株式数} \\
 & & & + & \frac{\text{交付普通} \times \text{1株あたりの}}{\text{株式数} \quad \text{時 価}} \\
 & & & & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時 価}}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その

他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位未満を切捨てる。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位未満を切捨てる。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 2 月 20 日から平成 22 年 2 月 19 日（第 14 項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、会社法第 273 条の規定に従って 14 日前までの事前通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 105,000 円で取得することができる。

(2) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法 273 条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 105,000 円で取得することができる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移に基づいて見積りした当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等に加えて、当社取締役会の決議に基づき割当先に対し所定の通知を行った上で、当社はいつでも本新株予約権を取得することが可能であり、当社株価が 5 円を超過した場合当社がコールを発動すること、割当先は本新株予約権の行使及び売却による市場株価への影響に配慮した行使を行うことを前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した結果に基づき、金 105,000 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行決議に先立つ最近の当社普通株式の株価推移、当社の財政状態、投資家のリスク等を考慮して割当先との間で十分な協議を重ねた結果、当社普通株式 1 株あたり 1.9 円とした。

19. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- (2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ②行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
20. 振替口座簿への記載または記録の時期
- 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約権行使請求日の5営業日後の日）に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日（本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。
21. 行使請求受付場所
- 株式会社キムラタン 業務本部
22. 払込取扱場所
- 株式会社三菱東京UFJ銀行 神戸支店
23. その他
- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

## 第 6 回新株予約権発行要項

### 1. 新株予約権の名称

株式会社キムラタン第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、2,500,000 株（以下「割当株式数」という。）とし、本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

### 3. 本新株予約権の総数

1 個

### 4. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり金 105,000 円

### 5. 本新株予約権の払込金額の総額

金 105,000 円

### 6. 申込期間

平成 21 年 2 月 20 日

### 7. 割当日及び払込期日

平成 21 年 2 月 20 日

### 8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権 1 個を加藤勝二に割り当てる。

### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、平成 20 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約に基づき、本新株予約権の行使時に本新株予約権者が当社に対して有する貸付金元本債権（以下「本

貸付債権」という。)の全部又は一部とし、その価額の総額は金 5,000,000 円とする。本新株予約権の行使に際し出資された本貸付債権は、当該出資と同時に弁済期が到来したものとみなされ、かつ、混同により消滅する。

- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。但し、第 11 項によって調整された場合は調整後の行使価額）に割当株式数を乗じた額とする。
- (3) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される本貸付債権の当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初 1.9 円（以下「当初行使価額」という。）とする。

#### 10. 行使価額の修正

行使価額の下方修正は行わない。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普} & + & \frac{\text{交付普通} \times \text{1株あたりの}}{\text{株式数} \quad \text{時 価}} \\ & & \text{行使価額} & & \text{通株式数} & & \frac{\text{株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{時 価}} \\ & & & & & & \frac{\text{既発行普通株式数} \quad \text{交付普通株式数}}{\text{時 価}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみ

なして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位未満を切捨てる。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位未満を切捨てる。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 2 月 20 日から平成 22 年 2 月 19 日（第 14 項各号に従って本新株予約権が取得される

場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日) までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、会社法第 273 条の規定に従って 14 日前までの事前通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 105,000 円で取得することができる。

(2) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法 273 条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 105,000 円で取得することができる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移に基づいて見積りした当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)等に加えて、当社取締役会の決議に基づき割当先に対し所定の通知を行った上で、当社はいつでも本新株予約権を取得することが可能であり、当社株価が 5 円を超過した場合当社がコールを発動すること、割当先は本新株予約権の行使及び売却による市場株価への影響に配慮した行使を行うことを前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した結果に基づき、金 105,000 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行決議に先立つ最近の当社普通株式の株価推移、当社の財政状態、投資家のリスク等を考慮して割当先との間で十分な協議を重ねた結果、当社普通株式 1 株あたり 1.9 円とした。

19. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

(2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、

これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

#### 20. 振替口座簿への記載または記録の時期

本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約権行使請求日の5営業日後の日）に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日（本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

#### 21. 行使請求受付場所

株式会社キムラタン 業務本部

#### 22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 神戸支店

#### 23. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

## 第7回新株予約権発行要項

### 1. 新株予約権の名称

株式会社キムラタン第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、2,500,000株（以下「割当株式数」という。）とし、本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

### 3. 本新株予約権の総数

96個

### 4. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個あたり金65,000円

### 5. 本新株予約権の払込金額の総額

金6,240,000円

### 6. 申込期間

平成21年2月20日

### 7. 割当日及び払込期日

平成21年2月20日

### 8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権48個を加藤勝二に、本新株予約権48個を岡本武之に割り当てる。

### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。但し、第11項によって調整された場合は調整後の行使価額）に割当株式数を乗じた額とする。
- (3) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における当社普通株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初1.9円（以下「当初行使価額」という。）とする。

#### 10. 行使価額の修正

行使価額の下修正は行わない。但し当社が第14条第(1)号及び第(2)号に定める通知又は公告を行った場合、行使価額は当初行使価額の200%相当額（1円未満は切り上げる。）に修正されるものとする。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普} \\ & & \text{行使価額} & \times & \text{通株式数} \\ & & & + & \frac{\text{交付普通} \times \text{1株あたりの}}{\text{株式数} \quad \text{払込金額}} \\ & & & & \text{時 価} \\ & & & & \hline & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、ま

た無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位未満を切捨てる。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位未満を切捨てる。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成21年2月20日から平成22年2月19日(第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日)までとする。なお、行使期

間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、会社法第 273 条の規定に従って 14 日前までの事前通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 65,000 円で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法 273 条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき 65,000 円で取得することができる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移に基づいて見積りした当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等に加えて、当社取締役会の決議に基づき割当先に対し所定の通知を行った上で、当社はいつでも本新株予約権を取得することが可能であり、当社株価が評価基準日の株価の 200%を上回った場合当社がコールを発動すること、割当先は本新株予約権の行使及び売却による市場株価への影響に配慮した行使を行うことを前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した結果に基づき、金 65,000 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行決議に先立つ最近の当社普通株式の株価推移、当社の財政状態、投資家のリスク等を考慮して割当先との間で十分な協議を重ねた結果、当社普通株式 1 株あたり 1.9 円とした。

19. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 22 項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。

③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号(2)②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。

#### 20. 振替口座簿への記載または記録の時期

本新株予約権の行使の効力が発生した日から 4 営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約権行使請求日の 5 営業日後の日）に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日（本新株予約権行使請求取次日の 6 営業日後の日）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

#### 21. 行使請求受付場所

株式会社キムラタン 業務本部

#### 22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 神戸支店

#### 23. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上